

山鹿市 国土強靱化地域計画

～ 災害に強い安心・安全なふるさと山鹿づくり ～



令和8年3月

熊本県山鹿市

目 次

はじめに	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置付け	
3 計画期間	
第1章 基本的な考え方	3
1 基本目標	
2 強靱化を推進する上での基本的な方針	
第2章 地域特性	5
1 地理的特性及び自然環境	
2 主な道路、河川、公共施設の状況	
3 主なため池、橋梁の分布状況	
4 本市における災害リスク	
第3章 脆弱性評価	16
1 評価の枠組み及び手順	
2 評価の結果	
第4章 強靱化の推進方針	19

はじめに

1 計画策定の趣旨

平成 25 年（2013 年）12 月 11 日、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行された。基本法の施行により、国は平成 26 年（2014 年）6 月に「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」を策定し、熊本県も、今後起こり得る大規模自然災害に備えて、平成 29 年（2017 年）10 月に「熊本県国土強靱化地域計画（以下「県計画」という。）」を策定している。

本市においても、近年多発する大型台風や局地的集中豪雨による風水害、又は土砂災害、地震等に対して、強さとしなやかさを持つことが重要であり、また、いかなる災害が発生しようとも市民の生命・身体及び財産を守り、被害が致命的なものにならないための体制づくりが必要であると考えている。

このため、大規模自然災害等に対して、自らの地域は自らで守るという決意の下、本市の国土強靱化に関する施策を推進するために、令和 2 年（2020 年）3 月、「山鹿市国土強靱化地域計画」を策定して取組を進めてきたが、計画策定から 6 年が経過することから、国の基本計画の変更（令和 5 年 7 月）、「第 1 次国土強靱化実施中期計画」の策定（令和 7 年 6 月）などを踏まえ、『災害に強い安心・安全なふるさと山鹿』を目指すため、本計画を改定する。

2 計画の位置付け

本計画は、「第 3 次山鹿市総合計画」（令和 8 年度～令和 15 年度）の下、本市の各種計画における国土強靱化に関連する取組の指針となるものである。策定に当たっては、事前防災及び減災並びに迅速な復旧・復興の観点に立ち、基本計画や県計画との調和・整合を図りながら、近隣市町村との連携も視野に入れたものとする。

なお、本計画については、「第 3 次山鹿市総合計画」（令和 8 年度～令和 15 年度）との調和を図ることとし、「山鹿市地域防災計画」の改正その他の各種計画の策定・改正に際しては、本計画との整合を図るものとする。

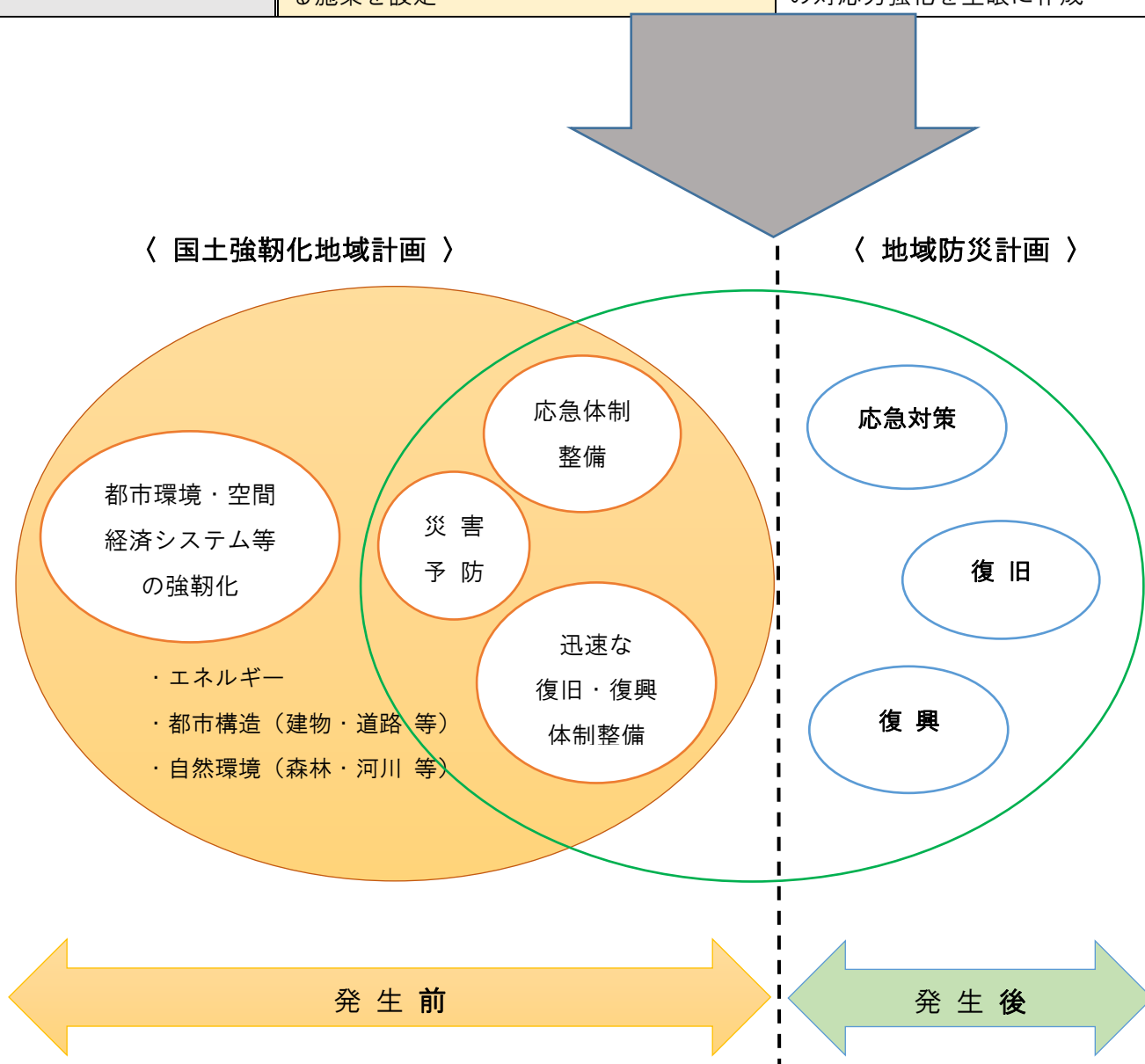
3 計画期間

本計画は、令和 8 年度から令和 15 年度までを計画期間とする。これは、「第 3 次山鹿市総合計画」の計画期間との調和を図るためである。

なお、第 3 次山鹿市総合計画「後期アクションプラン」の策定作業が行われる令和 11 年度に所要の追加・修正を行うものとする。また、計画期間中であっても社会情勢や自然環境の変化、基本計画や県計画等の動向も踏まえ、適宜見直しを行うこととする。

【参考】 国土強靱化地域計画と地域防災計画の特徴

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
策定目的	大規模自然災害全般を想定 「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を想定事案として、より実行的に各取組の推進を図ることを目的に策定	予防・応急復旧などの具体的対策を総合的に取りまとめ、市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に策定
対象とする災害の段階	災害発生前を対象	予防、災害発生時及び発生後を対象
作成ポイント	人命保護や被害最小化はもとより、地域社会の強靱化も視野に、最悪の事態を回避する施策を設定	災害の種類ごとに、予防のための対策から発生時、発生後までの対応力強化を主眼に作成



第1章 基本的な考え方

1 基本目標

基本法第14条において、市町村の国土強靱化地域計画は、基本計画及び都道府県の国土強靱化地域計画との調和が保たれたものでなければならないとされ、国土強靱化地域計画策定ガイドラインにおいては、地域計画の目標は、基本計画における目標と調和を保つよう留意することとされている。

このため、本計画では基本計画はもとより、県計画の基本目標を念頭に置き、本市が強靱化に関する施策を推進する上での基本目標として次の5つを掲げ、その推進に努めるものとする。

- ① 市民の生命を守ること
- ② 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること
- ④ 被災された方々の痛みを最小化すること
- ⑤ 被災した場合も迅速な復旧・復興を可能にすること

2 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念を踏まえ、大規模自然災害に備えて、事前防災及び減災並びに迅速な復旧・復興に資する強靱な地域づくりについて、平成28年4月の熊本地震、令和2年7月豪雨、令和7年8月豪雨など過去の災害から得られた経験を教訓としつつ、以下の方針に基づき推進する。

(1) 強靱化に向けた取組姿勢

- ① 市土の強靱化を損なう要因について、あらゆる側面から検討を加え、その解消に取り組むこと。
- ② 短期的な視点のみならず、長期的な視点を持って計画的に取り組むこと。
- ③ 地域の活力を高め、地域経済の持続的な成長につなげるとともに、地域の特性を踏まえつつ、地域内の連携を強化する視点で取り組むこと。
- ④ 大規模自然災害等に備え、県及び近隣市町村との連携だけでなく、国及び民間との連携も強化し、広域的な応援・受援体制の整備に取り組むこと。

(2) 効率的かつ効果的な施策の推進

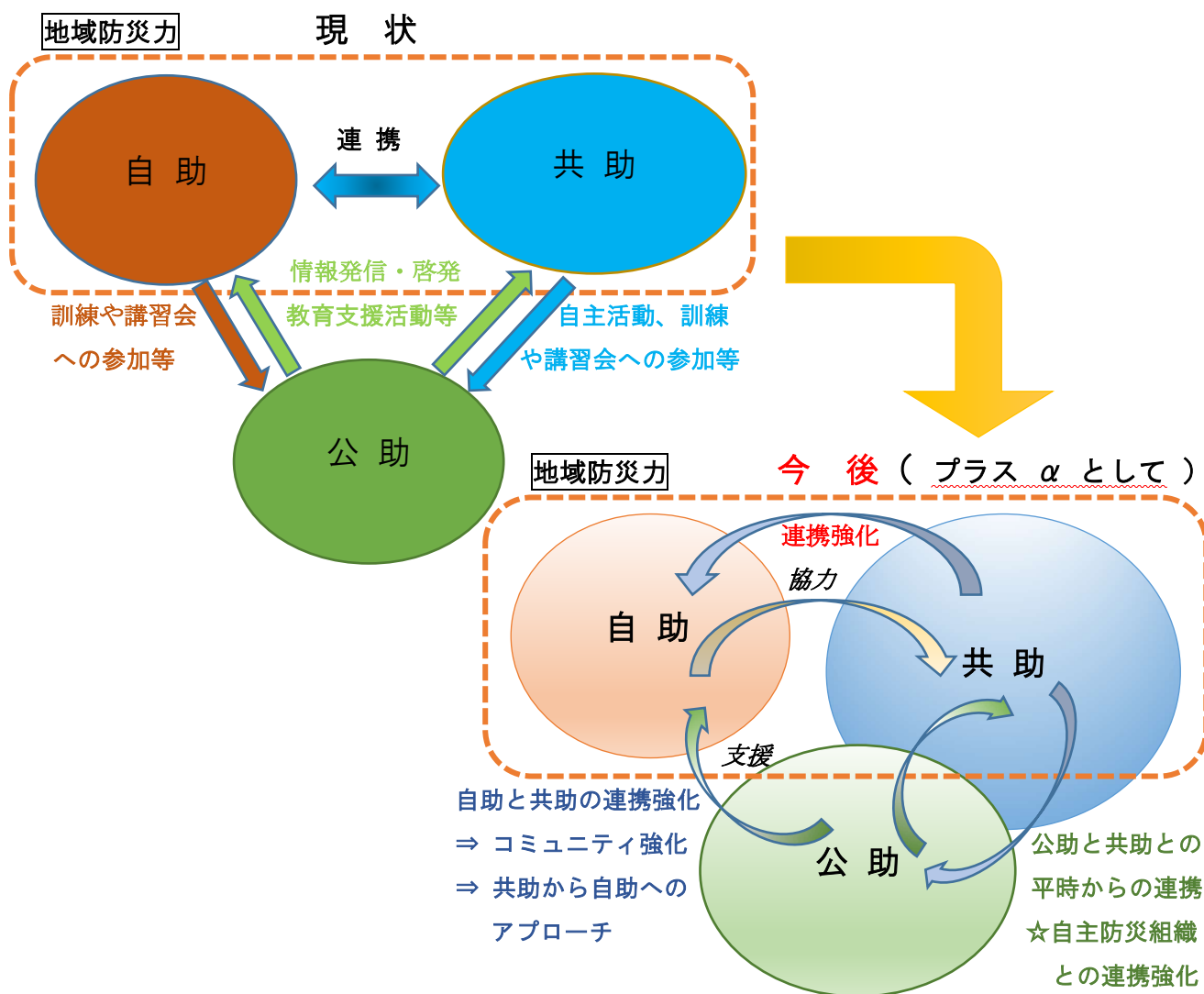
- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、そのための体制を早急に整備し、必要に応じて見直すこと。
- ② 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、官（国・県・市）と民（住民・民間事業者等）が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。（P4 ※自助・共助・公助の関連性 参照）
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を十分に発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。

- ④ 人口減少や社会資本の老朽化等を踏まえ、財政資金の効率的な使用と施策の持続的な実施のために施策の重点化を図ること。
- ⑤ 国の施策の適切かつ積極的な活用、既存の社会資本の有効活用、民間の資金やノウハウの積極的な活用を図りながら、効率的かつ効果的に施策を推進すること。
- ⑥ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- ⑦ 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進すること。

(3) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の強靱化の推進には、地域の共助による取組も重要であることから、人のつながりやコミュニティ機能の維持に努めること。
- ② 高齢者、障がい者、外国人、女性、子ども等の状況に配慮して必要な施策を講じること。
- ③ 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮すること。

※ 自助・共助・公助の関連性

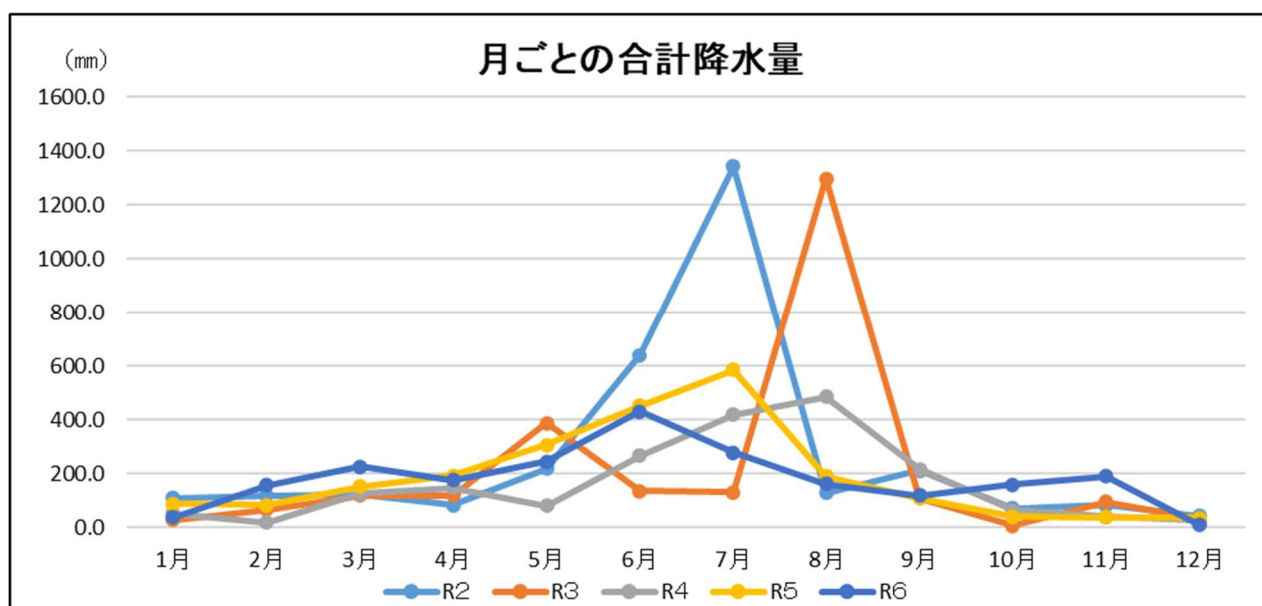
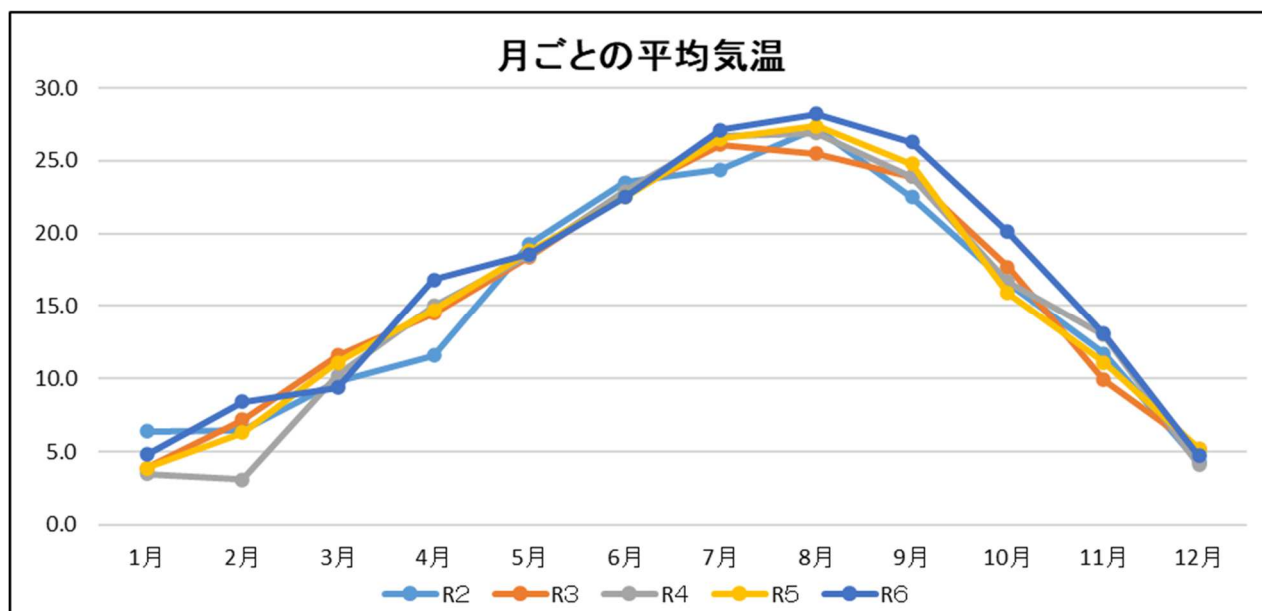


第2章 地域特性

1 地理的特性及び自然環境

本市は、東経 130 度 41 分 29 秒、北緯 33 度 01 分 04 秒（山鹿市役所の位置）、熊本県の北部にあつて福岡県境及び大分県境と接する内陸部に位置する。面積は 299.69k m²、気候は平均気温が 16℃前後と比較的温暖で、年間降水量は 2,000mm 程度であり、地形は山地・山麓丘陵・段丘台地・自然堤防・低地からなる。また、市内には山鹿温泉、熊入温泉、平山温泉、菊鹿温泉、鹿本温泉の 5 つの温泉地が点在する。

国道 3 号が市土を縦断し、国道 325 号がこれに交差する交通の要衝であり、ここを中心に市街地が形成されている。これに沿うように 1 級河川の菊池川が東西を貫流し、流域は肥沃な水田地帯が広がっている。



山 地

山地は市土の北部、中部及び南部にあり、北部は八方ヶ岳(1,051.8m)を最高に国見山(1,018.1m)、三国山(993.8m)等の1,000m級の山々に囲まれた筑肥山地の南端に位置している。境界付近の岩石は火山活動で流された安山岩の溶岩や火山噴出物で構成され、溶岩流の部分は傾斜が急峻で場所によっては岩塔を露出し、凝灰質の部分は侵食を受けて深い谷を造っており、矢谷溪谷や岳間溪谷は県北有数の景勝地となっている。この地域の大部分は国有林で、スギ・ヒノキ等の人工林が水源涵養保安林として植生し、ここで生み出された豊かな清流は岩野川や上内田川となり、南部の菊池川本流に合流している。

中部は西岳(648.3m)、彦岳(335.1m)、震岳(231.6m)などの山々があるが、これらの周辺は変斑れい岩でできており、岩質が硬いことから建設工事に利用するために採石されている。また、震岳の東部には特徴的な地形・地質として不動岩(市指定文化財・さざれ石)がそびえ立ち、ランドマークとなっている。

西部は国見山(388.8m)と米野山(311.8m)がそれぞれ分水嶺として玉東町、和水町に接しており、両山ともに結晶片岩でできているため、スギ・ヒノキの生育がよく、頂上まで豊かな緑に覆われている。



山麓丘陵

北部の上内田川の両岸には、日本の山村景観が残る番所の棚田(日本の棚田百選に認定)が山麓の傾斜地に階段状に広がっており、古代山城の鞠智城跡(国指定史跡)は、一種の化石湖の名残である菊鹿(きくろく)盆地の北東部、山鹿平野を望む台地にある。また、岩野川上流の集落では鹿北茶発祥の立派な茶園が整備されている。

南部の国見山周辺の山麓では、結晶片岩の風化した土地の傾斜地を利用してみかん園が広がっている。



段丘台地

段丘台地は阿蘇火砕流の堆積物に覆われたもので、市の中部及び南部に分布している。菊池川がその境となっており、中部の国道325号沿いに広がる市街地部に人口の大半が集まり、南部ではすいかやきんかんなどが栽培される畑地が広がっている。

自然堤防

菊池川の左岸に位置し、合志川や千田川、岩原川が流れる南部は、菊池川の氾濫原で沖積地の水田地帯である。この地には、自然堤防が発達し、南島、長坂並びに鹿本町小柳、分田、中川、中富及び梶屋の集落も河川の氾濫を避けるため、自然堤防の上に立地している。

低地

菊池川、岩野川、吉田川、上内田川、合志川の両岸に分布し、沖積平野の水田地帯が広がり、ほ場整備によりかんがい用水路が整備され、山鹿市の米どころとなっている。

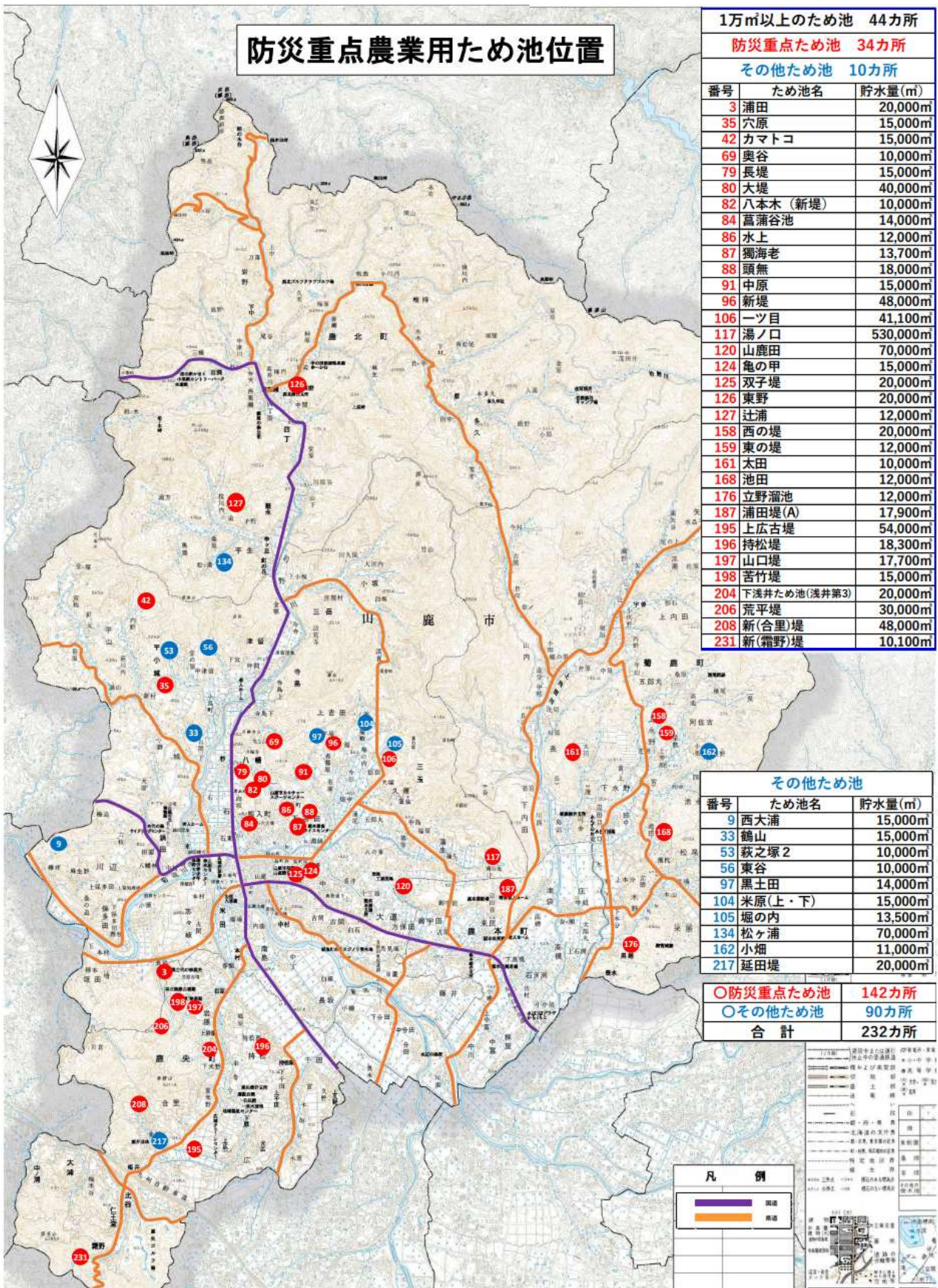


2 主な道路・河川・公共施設の状況



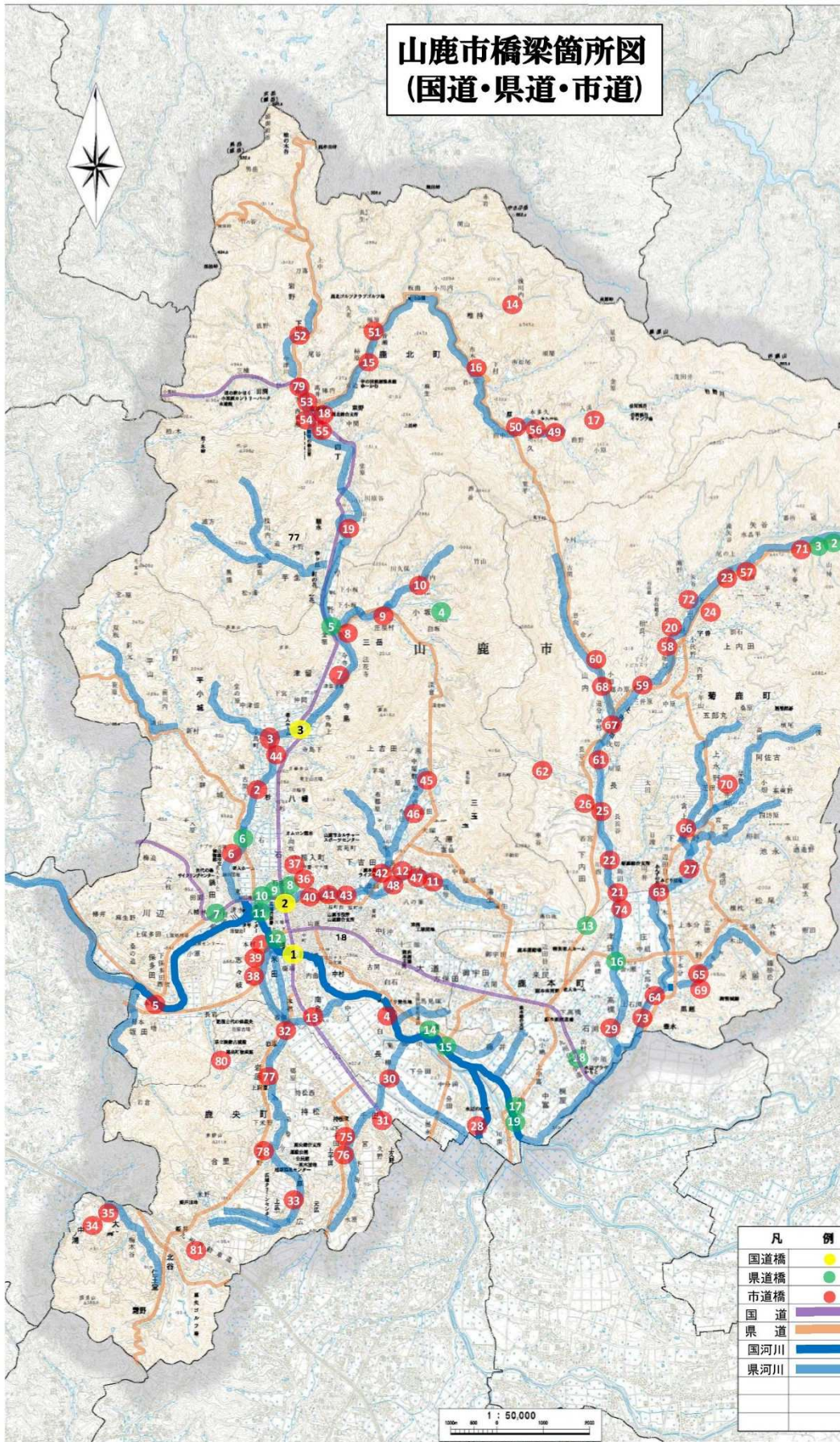
3 主なため池・橋梁の分布状況

ため池（防災・その他）



橋梁

山鹿市橋梁箇所図
(国道・県道・市道)



主な国道橋 (橋長50m以上 3橋)					
番号	橋梁名	橋長	番号	橋梁名	橋長
1	山鹿大橋	176.0	3	池田橋	63.0
2	吉田川橋	60.0			

主な県道橋 (橋長50m以上 19橋)					
番号	橋梁名	橋長	番号	橋梁名	橋長
1	おとし大橋	77.0	11	南吉田橋	63.4
2	御香所橋	51.5	12	山鹿大堤橋	209.4
3	香所大橋	84.0	13	大塚橋1	60.0
4	小坂橋	58.3	14	分田橋	63.4
5	小坂側道橋	58.3	15	第二分田橋	176.3
6	八幡橋1	83.0	16	千歳橋	50.5
7	駒田橋	114.0	17	中川橋側道橋	172.0
8	湯町橋上流側道橋	50.0	18	鹿屋橋	75.0
9	湯町橋	50.0	19	中川橋1	171.8
10	湯町橋下流側道橋	50.0			

主な市道橋 612橋 (橋長15m以上 81橋)					
番号	橋梁名	橋長	番号	橋梁名	橋長
1	涅槃橋	58.4	42	原田橋1	15.3
2	舞鶴橋1	90.7	43	緑町橋	58.6
3	今田橋	15.5	44	長裏橋	20.7
4	山鹿西部大橋	176.0	45	中屋敷橋	17.8
5	山鹿西部大橋	207.0	46	寺川橋	17.5
6	ちぶさん橋	120.0	47	棚田橋	15.0
7	法華寺橋	51.3	48	邊雲橋	22.8
8	野辺田橋	21.4	49	本多久橋	23.0
9	小原橋	21.2	50	下田中橋	28.2
10	川久保橋1	16.8	51	昔瀬橋	25.7
11	八の峰橋	15.1	52	番屋橋	18.8
12	浦尾橋	18.6	53	三笠橋	18.6
13	二ツ橋	18.5	54	西栗家橋	28.1
14	宮の前橋1	21.6	55	栗瀬橋	22.4
15	麻生橋	28.6	56	天神原橋	31.7
16	市木橋1	21.6	57	深瀬歩道橋	23.5
17	金原橋	24.2	58	岩本橋1	31.2
18	前川橋	31.0	59	風ノ原橋	30.6
19	山下橋1	47.4	60	日向橋	15.8
20	竹の下橋	24.9	61	洗切橋	43.5
21	菊尾橋	43.2	62	世ノ原橋	17.8
22	川西橋	44.4	63	竜口橋	21.5
23	深瀬橋	17.8	64	菟田橋	38.5
24	瀬野橋1	15.3	65	合戦塚橋	21.7
25	長谷橋	41.4	66	栗木田橋	17.9
26	車谷橋	15.6	67	中村橋1	36.0
27	平田橋	20.1	68	轟ノ迫橋	18.5
28	香川橋	130.0	69	福合橋	15.7
29	石洲橋	55.3	70	平成橋	17.0
30	長柳橋	50.0	71	香所橋	66.0
31	宮の前橋2	20.1	72	田中橋	28.0
32	春間橋	25.3	73	第1木野川橋	39.5
33	北前田橋	19.7	74	津袋橋	50.4
34	岩本橋2	17.6	75	新橋	19.7
35	野中橋	15.5	76	泉の木橋	21.2
36	熊入橋	45.5	77	田代橋	15.0
37	温泉橋	46.8	78	滝の水橋	19.5
38	志々岐橋	34.3	79	高井川橋	19.7
39	舞鶴橋3	43.4	80	峠橋	56.3
40	吉田橋	33.2	81	畠ノ原橋	40.5
41	吉田新橋	35.6			

凡例

国道橋	●
県道橋	●
市道橋	●
国道	—
県道	—
国河川	—
県河川	—



4 本市における災害リスク

(1) 風水害（台風、集中豪雨）

①河道特性

◆出典：九州地方整備局 資料より抜粋

地 形			河川名	区 間 距 離			河 床 勾 配		主 な 特 徴
中流部①	中流部	山地	菊池川	14/400	～	19/000	1/1,940	・上流へ行くに従い勾配が急になる ・38k付近より上流で勾配の変化が顕著	・堤防の未整備箇所が存在 ・竹を主とする樹木繁茂が顕著
				19/000	～	22/400	1/1,820		
				22/400	～	30/400	1/1,330		
中流部②	菊鹿盆地	平地（盆地）	菊池川	30/400	～	37/800	1/1,230		・沿川に人口資産が集積し、氾濫時の被害が甚大 ・菊鹿盆地（山鹿市街地）は、急勾配の支川が集まり、洪水氾濫が起きやすい
				37/800	～	49/800	1/480		・上流に固定堰があり、洪水位が上昇しやすい
			岩野川	0/000	～	4/800	1/460		・竹を主とする樹木繁茂が顕著
			上内田川	0/000	～	2/000	1/280		—

（参考）一級河川 菊池川 中流部（山鹿市管内） 浸水被害対策（堤防整備・河道掘削）



国・県管理河川及び砂防の整備

(国) 河川事業 2件

番号	事業名
1	岩野川改修事業
2	新井川中流部山麓地区改修事業

(県) 道路事業 21件

番号	事業名
1	山鹿橋本線北谷工区 (道路改良)
2	山鹿橋本線台里工区 (道路改良)
3	山鹿橋本線岩原工区 (道路改良)
4	津留橋本線久原工区 (道路改良)
5	和仁山鹿線山工区 (道路改良)
6	和仁山鹿線平小工区 (道路改良)
7	和仁山鹿線城工区 (道路改良)
8	菊池橋本線平ノ工区 (道路改良)
9	田原橋本線分田工区 (道路改良)
10	田原橋本線分田橋 (橋梁架替)
11	玉名山鹿線山鹿大塚橋 (橋梁補修)
12	方保田山鹿線 (歩道整備)
13	熊本第1線 (歩道整備)
14	津留橋本線 (歩道整備)
15	熊本北尾線 (道路拡幅)
16	白田橋本線 (災害防除)
17	山鹿橋本線 (災害防除)
18	国道325号 (電柱柱化)
19	菊池橋本線 (自転車歩行者専用整備)
20	黒木鹿本線袖之木谷トンネル (照明更新)
21	山鹿橋本線 (側溝整備)
22	菊池橋本線 (側溝整備)
23	和仁山鹿線 (側溝整備)

(県) 河川防砂事業 17件

番号	事業名
1	久原川2 (砂防堰堤新設)
2	徳川内川 (砂防堰堤新設)
3	白坂2 (急傾斜地崩壊対策)
4	江田川3 (砂防堰堤改修)
5	岩野川 (砂防堰堤改修)
6	保来谷川2-1 (砂防堰堤改修)
7	上内田川 (河川改良)
8	岩野川 (河川改良) ※2箇所
9	内野川 (河川改良)
10	西原の原川 (河川改良)
11	水野川 (河川改良)
12	岩野川 (樹木伐採・掘削)
13	上内田川 (樹木伐採・掘削)
14	水野川 (樹木伐採・掘削)
15	小坂川 (樹木伐採・掘削)
16	北永川 (樹木伐採・掘削)
17	新谷原川 (樹木伐採・掘削)

凡例	
国 道	
県 道	
国 河 川	
県 河 川	



1 : 50,000

(2) 土砂災害（土砂崩れ、がけ崩れ、土石流、地すべり）

令和7年10月1日現在 土砂災害警戒区域(イエローゾーン)指定状況

旧自治体	山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町	合計
急傾斜地	186	373	219	10	94	882
土石流	79	184	87	0	40	390
地すべり	4	10	3	0	0	17
小計	269	567	309	10	134	1,289
割合	20.87%	43.99%	23.97%	0.77%	10.40%	100.00%

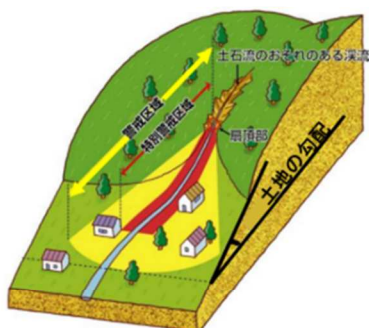
令和7年10月1日現在 土砂災害警戒区域(レッドゾーン)指定状況

旧自治体	山鹿市	鹿北町	菊鹿町	鹿本町	鹿央町	合計
急傾斜地	180	372	216	9	91	868
土石流	54	131	62	0	32	279
地すべり	0	0	0	0	0	0
小計	234	503	278	9	123	1,147
割合	20.40%	43.85%	24.24%	0.79%	10.72%	100.00%

土砂災害警戒区域

土石流

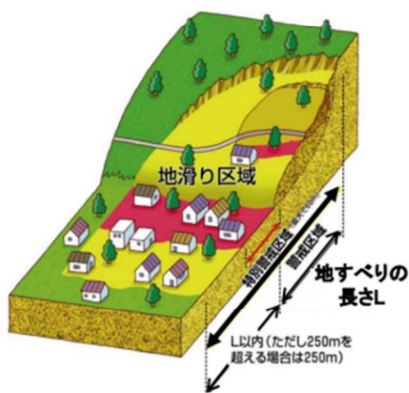
※山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象



・土地の勾配2度以上

地すべり

※土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象

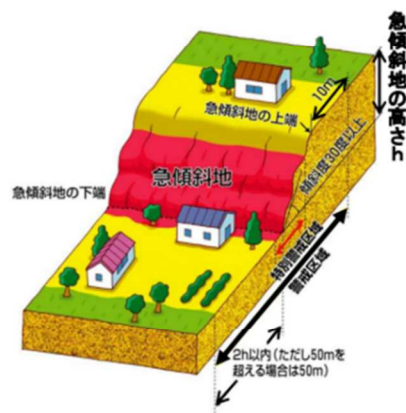


・地すべりの長さの2倍以内 ※1

※1 ただし250mを超える場合は250m

急傾斜地の崩壊

※傾斜度が30°以上である土地が崩壊する自然現象



・急傾斜地の下端から高さの2倍以内 ※2

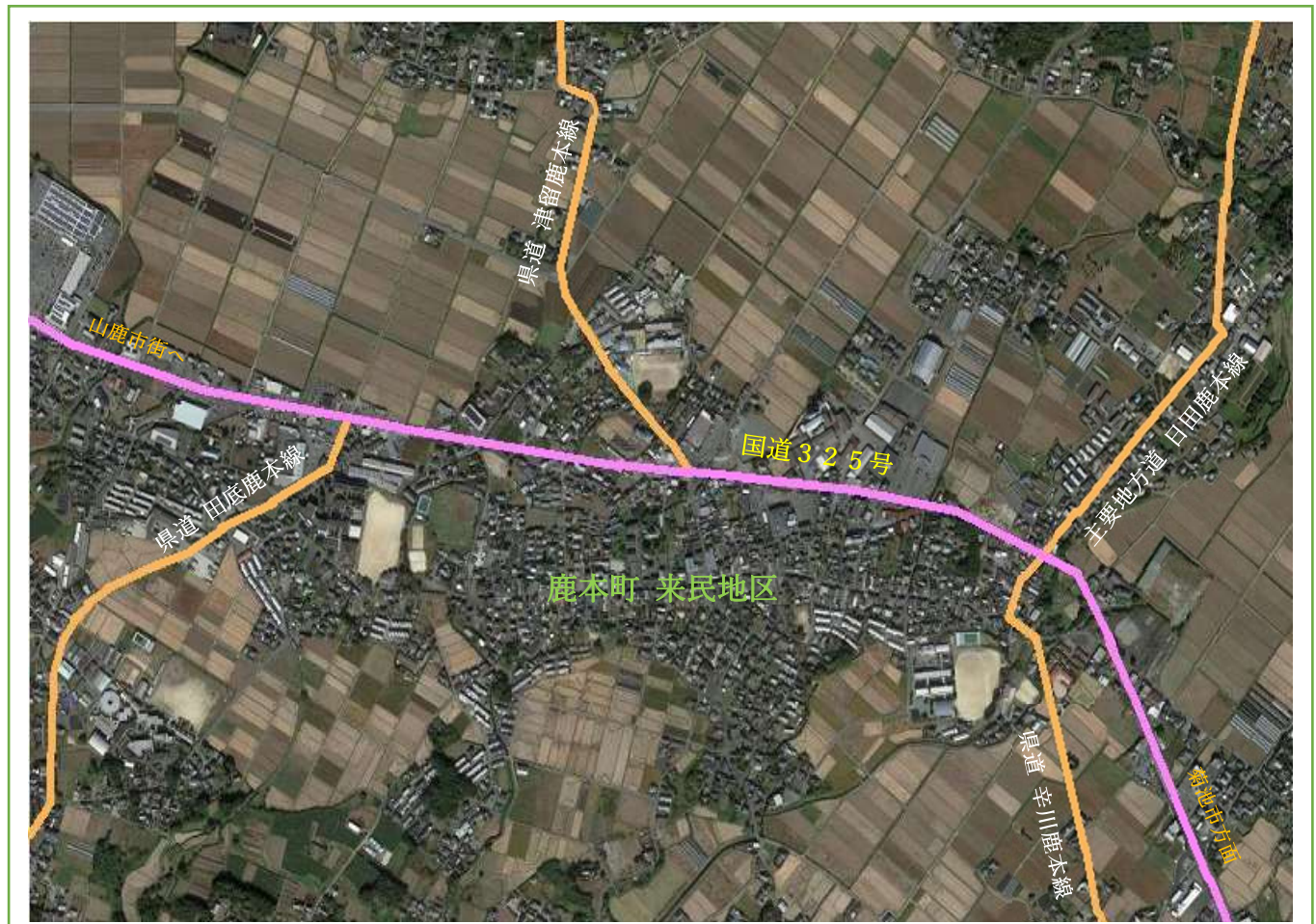
※1 ただし50mを超える場合は50m

(4) 火災（木造住宅密集地域）

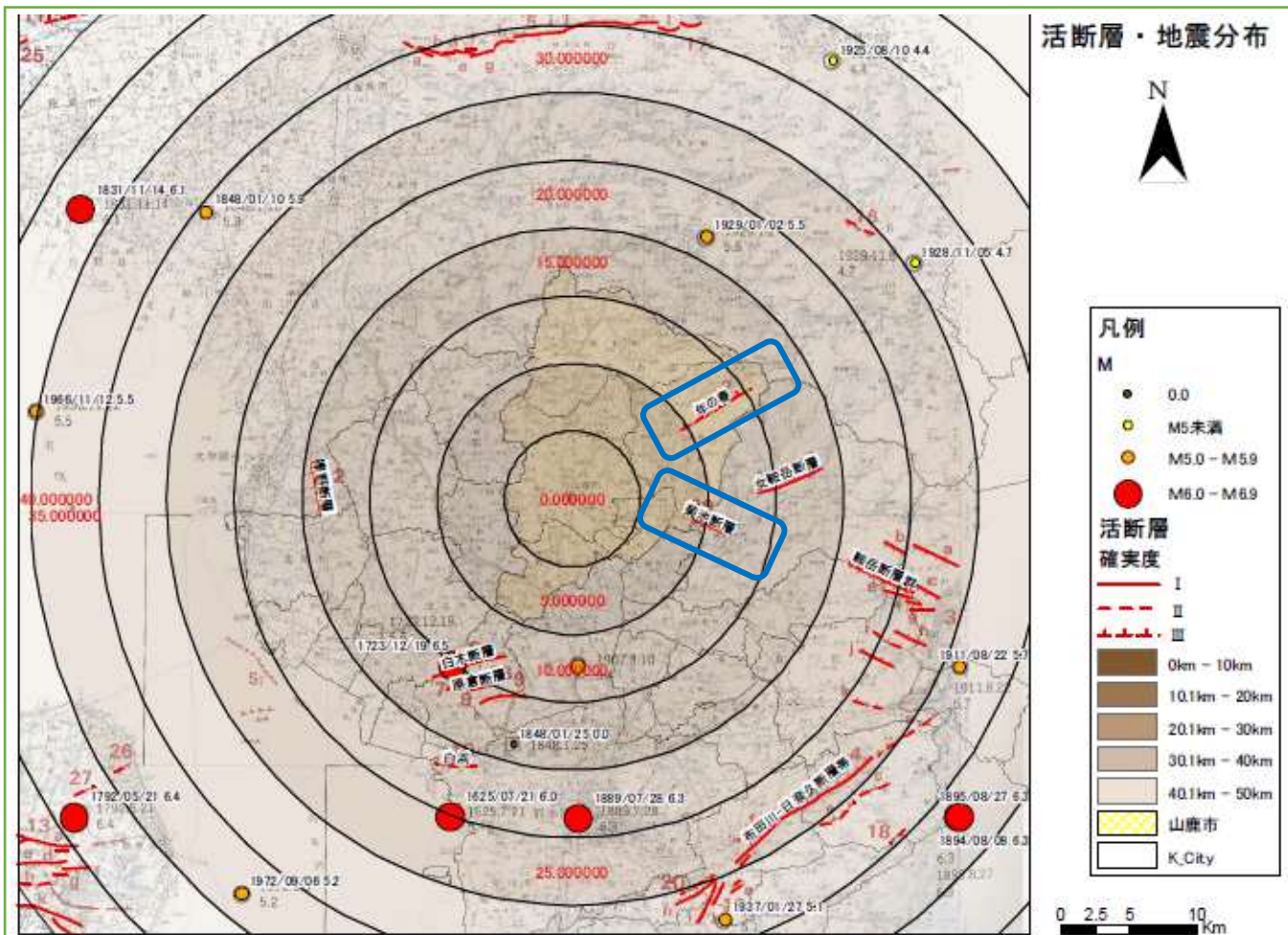
中心市街地



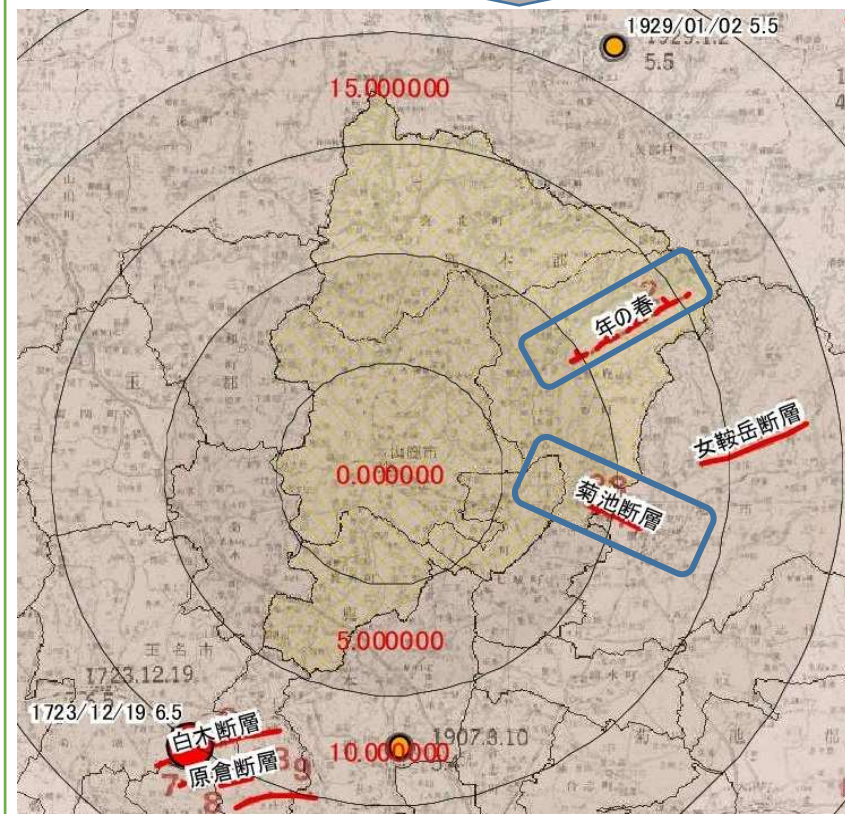
鹿本町来民地区



(5) 地震災害（活断層）



山鹿市付近を部分拡大



○ 本市に関する活断層については、
菊鹿地域の「年の春」「菊池断層」
2箇所が確認されている。

○ 本市に隣接する活断層に関しては、
菊池市の「女鞍岳断層」や熊本市の
「白木断層」「原倉断層」が確認で
きる。

第3章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

(1) 想定する自然災害（リスク）

本計画においては、本市の地域特性及び過去に発生した災害を踏まえ、本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害を対象とする。

(2) 起きてはならない最悪の事態の設定（リスクシナリオ）

国の基本計画においては、6つの「事前に備えるべき目標」と、その妨げとなるものとして35の「起きてはならない最悪の事態」が設定されているが、本市の地域特性を考慮して、6つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ	1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生（ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む）
	1-4	大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ	2-1	自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
	2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-5	避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺
	2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
	2-7	大規模な自然災害と感染症との同時発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 経済活動を機能不全に陥らせない	4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下
	4-2	食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響
	4-3	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

	4-4	農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下
	4-5	農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下
	4-6	火山噴火（降灰等）による地域社会への甚大な影響
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる	5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5-2	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止
	5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
	5-4	上下水道施設の長期間にわたる機能停止
	5-5	幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
	6-2	災害対応・復旧・復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等）の不足等により復興できなくなる事態
	6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	6-4	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	6-5	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	6-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	6-7	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(3) 評価の実施手順

- ① 各部局において、起きてはならない最悪の事態を回避するための取組みの方向性を検討する。
- ② ①の結果を踏まえ、最悪の事態の回避に向けて今後の施策の推進方針についてとりまとめる。

2 評価の結果

評価結果のポイントは、以下のとおりである。

・防災施設の整備や耐震化等のハード対策については、財源に限りがあること等を踏まえ、迅速な避難体制整備や啓発、訓練などのソフト対策を適切に組み合わせて、総合的な防災体制を整備する必要がある。

・本市に甚大な被害をもたらすおそれがある大規模自然災害に備えるためには、個々の施設の耐災性を

いかに高めても万全とは言えない。そのため、バックアップとなる施設や仕組みなど、代替性・多重性（リダンダンシー）を確保するとともに、業務継続計画（BCP）等に基づく業務継続体制を整備する必要がある。

・大規模災害時は、市内だけでの対応では不十分であり、大規模災害に備え、県及び他市町村との連携を強化する必要がある。

・災害の規模が広範囲である場合については、行政だけでは対応が行き届かない部分が生じるため、自助や共助による対応が不可欠である。加えて、民間事業者やNPO等との連携が必要であり、平時から連携体制を構築しておく必要がある。

第4章 強靱化の推進方針

本市は、第2章の災害リスクを踏まえ、第3章に示したとおり、「起きてはならない最悪の事態」を設定し、当該事態を回避するための取組の方向性を検討の上、今後、以下の施策を推進することとする。

1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ

(1-1) 大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生

(住宅の耐震化)【建設部】

○木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、更なる耐震化を促進するため、住宅の耐震化に対する市民への啓発や補助制度の活用による支援を実施し、耐震化を進める。

(宅地の耐震化)【建設部】

○県と連携し、大規模地震時の宅地被害に起因する住宅等の倒壊を防止するため、市内の大規模盛土造成地において、過去に行った地盤の変動予測調査結果などを市民へ情報提供を行う。また、発災後の二次災害を防止するため、宅地被害の状況を迅速に把握するための体制整備を進める。

(公共建築物、学校施設の耐震化)【総務部・各施設所管部】

○大規模地震等の発生時、公共施設の倒壊等を防止するため、施設の耐震化を着実に進めるとともに、建築設備の安全対策を促進する。

○学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、避難所として使用できるよう、学校施設の耐震化を促進する。

(公営住宅の安全性確保)【建設部】

○公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(空家の除却や改修)【建設部】

○地域の防災性向上に資する空家等の除却や活用を促進する。

(医療施設、社会福祉施設の耐震化)【病院・福祉部】

○大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化を促進する。

(家庭・事業所における地震対策)【総務部】

○各家庭や事業所における地震対策を進めるため、住家や事業所の耐震化のみならず家具の固定等、身の回りの安全対策や非常時持出品の準備等の重要性を防災講座や自主防災組織の訓練を通じて意識啓発を図る。また、地震発生時に市民が身の安全を確保する行動をとれるよう、緊急地震速報等を活用した初動対応訓練(シェイクアウト訓練)を実施する。

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】

○災害対応を円滑に行うため、山鹿市業務継続計画(BCP計画)に基づき非常時優先業務に当たることとし、計画内容については、随時見直しを図るとともに、関係機関との情報の共有と災害対応業務の醸成を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応

業務の醸成や防災関係機関の連携強化を図る。また、地域の自主防災組織にも様々な災害を想定した訓練が行えるよう組織の強化を図る。

（要支援者対策の推進）【福祉部】

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成を推進し、防災訓練等による共助の取組を促進する。
- 障がいのある方や高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につながるよう、日頃からの備えを推進するとともに、地域の見守り体制の充実を図る。

（観光客の安全確保等）【商工観光部・教育部】

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務部・商工観光部・教育部】

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【教育部】

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行なわれる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動力を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（1-2）地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

- 災害対応を円滑に行うため、山鹿市業務継続計画（BCP 計画）に基づき非常時優先業務にあたることとし、計画内容については、随時見直しを図るとともに、関係機関との情報の共有と災害対応業務の醸成を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の醸成や防災関係機関の連携強化を図る。また、地域の自主防災組織にも様々な災害を想定した訓練が行えるよう組織の強化を図る。

（公共建築物、学校施設の火災防止）【総務部・各施設所管部】

- 大規模地震等の発生時、公共施設の火災倒壊等を防止するため、火災警報器等の消防設備の適正な維持管理を促進する。
- 学校において、児童・生徒及び教職員等の安全を確保するとともに、避難所として使用できるよう、学校施設の防火設備の適切な維持管理を促進する。

（医療施設、社会福祉施設の火災防止）【病院・福祉部】

- 大規模地震等の発生時、医療施設や社会福祉施設の機能を維持するとともに、人的被害の拡大を防ぐため、消防用設備の適切な維持管理に努め、実践的な訓練等を行うことで防火防災体制を強化する。

（要支援者対策の推進）【福祉部】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成を推進し、防災訓練等による共助の取組を促進する。
- 障がいのある方や高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につながるよう、日頃からの備えを推進するとともに、地域の見守り体制の充実を図る。

（観光客の安全確保等）【商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務部・商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【教育部】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達が行われる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動力を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（住宅密集地における火災の拡大防止）【建設部・消防本部】

- 大規模火災の危険性が高い住宅密集地の改善を図るため、避難・延焼遮断空間の確保に資する道路・公園等の整備、倒壊・消失の危険性が高い老朽建築物等の解体・整備促進等を行い、災害に強く安全なまちづくりを促進する。
- 大規模地震時、家庭・事業所における火災を防止するため、電気に起因する発火を抑制するための感震ブレーカーや、着火及び延焼拡大防止に効果のある防災物品のカーテン・じゅうたん等の使用、及び初期消火活動に資する住宅用火災警報器や消火器について、イベントや防火講話等を通じ市民への普及促進を図る。

（消防の災害対処能力の強化）【消防本部】

- 大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び救助用資機材の整備や充実を図るとともに、隣接の消防本部との連携を強化する。

（県内消防応援隊との連携）【消防本部】

- 大規模災害時において十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援や受援ができるよう体制づくりを推進する。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【消防本部】

- 地域の防災力の維持及び強化を図るため、消防団の組織再編による出動体制強化や団員及び機能別消防団員の確保・拡大も含め、国、県及び消防協会等と連携した支援対策に取り組む。
- 消防団の災害対応向上のため、国及び県の補助事業や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した消防施設及び資機材の整備を促進する。

（帰宅困難者や徒歩帰宅者等のための公園緑地の整備）【建設部・農林部】

- 滞り場所や徒歩帰宅者の休憩・情報提供等の場を確保するため、公園施設の老朽化対策を着実に進める。

(1-3) 突発的又は広域的な洪水に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)

(災害対応業務の標準化・共有化)【総務部】(再掲)

○災害対応を円滑に行うため、山鹿市業務継続計画(BCP 計画)に基づき非常時優先業務に当たることとし、計画内容については、随時見直しを図るとともに、関係機関との情報の共有と災害対応業務の醸成を図る。

(防災訓練の実施)【総務部】(再掲)

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の醸成や防災関係機関の連携強化を図る。また、地域の自主防災組織にも様々な災害を想定した訓練が行えるよう組織の強化を図る。

(浸水被害の防止に向けた河川整備等)【建設部】

○甚大な浸水被害防止のため、河川の整備を実施する。
○樋門の操作や管理を行う委託者と連携して、定期的に設備の点検を行い、異常がある場合は設置者とともに改善を実施する。

(円滑な避難のための道路整備)【建設部】

○道路の浸水等による逃げ遅れを防止するため、道路の計画的な整備及び点検・維持管理・更新に取り組むとともに、橋梁等の耐震化、浸水が予想される箇所での道路嵩上げ等の冠水対策を進める。

(避難指示等の適切な発令)【総務部】

○市民の生命・財産を最大限保護するため、避難指示等を適切なタイミングで発令し、早期避難を促進する体制を構築する。これまでの豪雨災害の教訓を踏まえ、「遅れない」「空振りを恐れすぎない」避難情報の運用を基本とし、夜間・早朝の避難を避けるため、明るいうちの早期避難を促す情報発信を行う。
○市民が適切に避難できるよう「くまもとマイタイムライン」等を活用するよう防災講座等を開催し周知・啓発を行う。

(事前予測が可能な災害への対応)【総務部】

○台風や豪雨など事前予測が可能な災害に対しては、職員対応マニュアルに基づく計画的な防災行動により、被害を最小限に抑える。
○災害発生の可能性が高まった段階で、自主避難所の開設、資機材の点検・配備、職員の配置等を計画的に実施するなど事前準備の徹底を行う。
○気象予報に基づき、レベル 3 警報(高齢者等避難)、レベル 4 危険警報(危険な場所から全員避難する)、レベル 5 特別警報(今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動)を段階的に発令し、市民が余裕をもって避難できる時間を確保する。また、土砂災害警戒区域、浸水想定区域など災害リスクの高い地域を優先して避難情報を発令することや、避難が困難となる前の明るいうちに避難が完了することを目指す。

(防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達)【総務部】

○災害時において避難指示等の防災情報を市民に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、やまがメイトなど多様な伝達手段を確保し、情報伝達の多重化・多様化を行う。特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しても、確実に情報が届く体制を構築する。
○全戸に配布しているハザードマップを活用した出前講座や自主防災組織の訓練を利用し、災害リスクと避難行動の周知を図り、避難情報の 5 段階の警戒レベルの意味や「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図っていく。
○「くまもとマイタイムライン(一人ひとりの避難行動計画)」の作成について、各種媒体を活用し支援を行う。

（要支援者対策の推進）【福祉部】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成を推進し、防災訓練等による共助の取組を促進する。
- 障がいのある方や高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につながるよう、日頃からの備えを推進するとともに、地域の見守り体制の充実を図る。

（観光客の安全確保等）【商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務部・商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【教育部】（再掲）

- 大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。
- 防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動力を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（浸水被害の防止に向けた「流域治水」の推進）【総務部・建設部】

- 甚大な浸水被害防止のため、河川の整備を実施する。
- 樋門の操作や管理を行う委託者と連携して、定期的に設備の点検を行い、異常がある場合は設置者とともに改善を実施する。
- 大規模風水害時における最大規模の浸水想定区域（外水、内水）を適宜見直すことにより、風水害時の早期避難の誘導や災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。

（内水氾濫対策の推進）【建設部・農林部】

- 甚大な浸水被害防止のため、河川の整備を実施する。
- 樋門の操作や管理を行う委託者と連携して、定期的に設備の点検を行い、異常がある場合は設置者とともに改善を実施する。
- 大規模風水害時における最大規模の浸水想定区域（外水、内水）を適宜見直すことにより、風水害時の早期避難の誘導や災害リスクの低い安全な土地利用の検討を促す。
- 公共下水道区域の排水対策について、雨水ポンプ場の計画的な更新及び状況に応じた機能強化等を行う。
- 農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。

（社会福祉施設等の水害対策強化）【福祉部】

- 大雨等による水害の発生時、社会福祉施設等の利用者が円滑で安全に避難できるよう、垂直避難用エレベーター・スロープ・避難スペースの確保等の改修等を促進する。
- 保育園・認定こども園・児童館においては、逃げ遅れを出さない体制の強化を行うとともに、早期避難・確実な引き渡しを可能とするためマニュアル等の見直しを行う。また、安全計画に基づく避難経路の確認及び引き渡し訓練を計画的に実施する。

（施設の長寿命化、災害復旧事業の推進）【農林部・建設部】

- 大規模災害時の長期間にわたる機能不全を防ぐため、路面の補修管理、閉塞した暗渠の浚渫、橋梁、トンネルなどの個別施設計画に基づく機能診断を行い、必要に応じて施設の更新・機能強化を行う。

（農業用ため池等の維持管理・更新）【農林部】

- 大規模災害時の防災重点農業用ため池の決壊等による二次災害を防止するため、防災重点農業用ため池の点検や劣化状況、地震・豪雨耐性評価を行い計画的に防災工事を進める。
- ため池管理者及び「ため池サポートセンター」との連携による日常管理や緊急体制の整備、ハザードマップの作成等、ため池の適正な維持管理を推進する。

（浸水対策、流域減災対策）【建設部】

- 甚大な浸水被害防止のため、河川の整備を実施する。
- 樋門の操作や管理を行う委託者と連携して、定期的に設備の点検を行い、異常がある場合は設置者とともに改善を実施する。
- 下水道施設の耐水化計画に基づき、下水処理場及び雨水ポンプ場の浸水対策を実施する。また、公共下水道区域の浸水被害を防止するため、下水道施設の老朽化対策等により被害軽減に資する減災対策を推進する。

（1-4）大規模な土砂災害（深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など）等による多数の死傷者の発生

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

- 災害対応を円滑に行うため、山鹿市業務継続計画（BCP 計画）に基づき非常時優先業務に当たることとする。非常時優先業務や災害対応に係るタイムラインは随時見直しを図るとともに、関係機関における情報の共有と災害対応業務の醸成を図る。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

- 大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の醸成や防災関係機関の連携強化を図る。また、地域の自主防災組織にも様々な災害を想定した訓練が行えるよう組織の強化を図る。

（山地・土砂災害対策の推進）【農林部・建設部】

- 大規模な山地・土砂災害による死傷者の発生を防止するため、県が実施する治山施設や砂防施設の計画的な整備への協力を行う。
- 土砂災害による危険から住民の安全を確保するため、土砂災害警戒区域等の周知を行うとともに、土砂災害特別警戒区域等に居住する住民の安全な場所への移転を促進する。

（既存盛土による災害の防止）【建設部】

- 過去に盛土が行われた土地の分布と現地の状況を調査し、危険な盛土箇所を把握した上で、土地所有者への指導等を行う。

（要支援者対策の推進）【福祉部】（再掲）

- 避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新や、個別避難計画の作成を推進し、防災訓練等による共助の取組を促進する。
- 障がいのある方や高齢者の方などに、平時から自身の災害リスク等を認識し、早めの避難につながるよう、日頃からの備えを推進するとともに、地域の見守り体制の充実を図る。

（観光客の安全確保等）【商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、観光客の安全を確保するため、観光施設や旅館・ホテル等の宿泊施設において、観光客に適切な避難誘導や情報提供がなされるよう、避難訓練や従業員に対する防災教育の実施を促進する。

（外国人に対する情報提供の配慮）【総務部・商工観光部・教育部】（再掲）

- 大規模災害時、外国人に対する支援を円滑に行うため、平時から外国語による表記やふりがなを付記する等わかりやすく説明した防災に関するパンフレット等による情報提供に努めるとともに、関係機関

と連携し、災害時に多言語による相談窓口の開設やホームページ等での発信などを速やかに実施する体制を構築する。

（学校の災害対応の機能向上）【教育部】（再掲）

○大規模災害時、児童生徒の身の安全を確保するため、学校内で全教職員への確実な情報伝達がなされる体制を整備するとともに、訓練の実施により、実効性を確保する。

○防災教育の更なる充実により、大規模災害時、防災上の必要な情報が届かない場合も児童生徒が自らの命を守れるよう主体的な行動力を育成するとともに、学校内のインターネット環境整備も含め、児童生徒等の安全確保に向けた地域・保護者・関係機関等の連携協働体制を構築する。

（道路防災施設の維持管理・更新）【建設部】

○大規模災害時の落石防護柵等の道路防災施設の損壊等による二次災害を防止するため、道路防災施設の維持管理、更新等による機能強化を推進する。

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保することにより、関連死を最大限防ぐ

（2-1）自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

（消防施設の耐災性の強化）【消防本部】

○激甚化する災害が発生しても消防庁舎や車庫、通信設備が機能を失わないように、被構造部を含めた施設の機能維持強化や非常電源設備等を含めたハード面の計画的な整備と更新を進め、活動拠点としての機能強化に取り組む。

○通信体制を強化するため、有明広域行政事務組合消防本部と連携し、消防指令センターの共同運用を進め、指令業務を集約・高度化した最新の通信設備等の整備に取り組む。

（消防の災害対処能力の強化）【消防本部】（再掲）

○大規模災害時における対処能力の強化を推進し、迅速・的確な救出・救助活動及び消火活動を実施するため、人員の確保及び資機材等の整備や充実を図るとともに、隣接の消防本部との連携を強化する。

（県内消防応援隊との連携）【消防本部】（再掲）

○大規模災害時において十分な救助・救急、消火活動を確保するため、県内消防相互応援協定実施計画に基づき、円滑に相互応援や受援ができるよう体制づくりを推進する。

（消防学校での教育の充実）【消防本部】

○消防職員や消防団員の知識や活動能力向上を図るため、消防学校での教育を受ける機会を中長期的に計画し、様々な様相を呈する災害発生に対応すべく、消防・救急・救助・予防業務等における人材育成に取り組む。

（災害対応業務の標準化・共有化）【総務部】（再掲）

○災害対応を円滑に行うため、山鹿市業務継続計画（BCP 計画）に基づき非常時優先業務にあたることとし、計画内容については、随時見直しを図るとともに、関係機関との情報の共有と災害対応業務の醸成を図る。

（消防団における人員、資機材の整備促進）【消防本部】（再掲）

○地域の防災力の維持及び強化を図るため、消防団の組織再編による出動体制強化や団員及び機能別消防団員の確保・拡大も含め、国、県及び消防協会等と連携した支援対策に取り組む。

○消防団の災害対応向上のため、国及び県の補助事業や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈事業等を活用した消防施設及び資機材の整備を促進する。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務部】

○各自主防災組織が地元消防団等と連携した対応ができるように、平時から「山鹿市認定防災士」を活用し組織強化を図る。また、地元住民の安否確認や避難誘導に加え、災害時に避難所を設置できるよう訓練等を実施し共助の強化を図る。

（総合防災航空センターとの連携強化）【総務部・消防本部】

○大規模災害時に円滑なヘリコプター救助を行うため、熊本県防災消防航空センターと連携強化を図り、定期的な合同訓練等を実施する。

（救助・救急ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の救助・救急ルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（2-2）医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺

（災害拠点病院をはじめとする医療機関の設備等の整備）【病院・福祉部】

○大規模災害時、医療機関のライフラインが途絶しても迅速な医療の提供を可能にするため、非常用電源や受水槽などの設備整備を促進する。

（救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の救助・救急、医療活動のためのエネルギーを供給するルートを確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（医療施設の耐震化等）【病院・福祉部】

○大規模地震等の発生時、医療施設における救急患者受入の機能を維持し、人的被害の拡大を防ぐため、施設の耐震化やスプリンクラーの設置を促進する。

（災害時の医療体制の整備）【病院・福祉部】

○大規模災害時、医療機関が自ら被災しても速やかに機能を回復し、医療活動を続けられるよう、通常の医療機能を取り戻すまでの対応を盛り込んだ業務継続計画（BCP）及び病院防災マニュアルの作成を促進する。

（広域医療搬送拠点との連携）【消防本部】

○大規模災害時、円滑な救急搬送を実施するため、医療機関の被災状況、患者受入状況等、災害時における情報の集約や提供ができるよう、広域災害医療情報システム（EMIS）を活用するための操作訓練等を実施するとともに、保健所と連携強化を図るための定期訓練を行う。

（医療活動の支援ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の医療活動の支援ルート確保のため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（2-3）劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生

（バリアフリー等の防災機能強化）【総務部・各避難所所管部】

○市が避難所として指定している施設については、非構造部材も含めた耐震化及びバリアフリー化に努め、トイレの洋式化など促進する。また、非常用電源や簡易トイレなど整備を進める。

（避難所環境の充実）【総務部】

○避難所における良好な生活環境を確保するため、備蓄計画に基づき必要な食料や資機材等の備蓄を進めるとともに、避難所開所当初から良好な生活環境を迅速に確保できるよう、避難所運営班による避難所設営・運営訓練を避難所別に実施し、見直しが必要な場合は避難所運営マニュアルの改正等の取組みを促進する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉部】

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
○避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア等の実施に努める。

（熊本県災害派遣福祉チームとの連携強化）【福祉部】

○大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム」等の迅速かつ適正な支援が受けられるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

（指定避難所以外の避難者の把握体制）【総務部】

○災害対策基本法第 86 条の 7 の規定に基づき避難所以外の場所に滞在する被災者（車中泊避難者、在宅避難者等）を把握するため、ICT（情報通信技術）を活用し情報収集に努める。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉部】

○大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育を行うとともに、被災地において予防に必要な運動などの啓発を行う。

（2-4）被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー 供給の停止

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務部】

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低 3 日分（推奨 1 週間）の備蓄を促進する。

（備蓄の推進）【総務部】

○大規模災害時、多数の被災者に対し食料等や、感染症対策に必要な物資の供給を迅速に行えるよう、備蓄計画に基づき必要な備蓄を促進する。

（水道施設の耐震化等）【水道局】

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防ぐため、被災すると広範囲に影響を及ぼす施設や、避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化を重点的に進める。

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【水道局】

○応急給水に必要な資機材の整備を行う。
○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び他自治体、水道事業者等と締結している「災害時相互応援協定」等に基づいた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（医薬品・医療機器等の確保対策）【病院】

○大規模災害時に医薬品・医療機器等を確保するため、適宜、備蓄品目の見直しや更新を行い適正な保管管理を実施するとともに、災害救助に必要な医薬品・医療機器等の供給体制を確保する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の物資輸送ルート確保のため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（2-5）避難所等の被災や大量の避難者発生等による避難場所の絶対的不足及び支援機能の麻痺

（避難所等の体制整備）【総務部・各施設所管部】

- 避難所運営体制を確立するには、避難所運営マニュアルの実効性を確保する必要があるとあり、避難所ごとのレイアウト図を作成し設営訓練を定期的に行う。また、女性の視点を取り入れた運営体制を目指し運営班に女性を配置し、授乳室の確保や女性用物資の女性による配布、性暴力、DV防止対策の徹底を行う。
- 大規模災害が発生し、避難所運営が長期化した場合は、避難者による自主運営体制へと移行する必要があるため、避難者リーダーや役割分担などを決定する避難所運営委員会を設置し、円滑な避難所運営体制を構築する。
- 避難所でのトイレ・キッチン・ベッド（TKB）の迅速な提供、要配慮者への適切な支援を行い「誰一人取り残さない」避難所環境の実現を目指すため非難所運営体制を確立する。
- 学校施設において、大規模災害時には多くの避難者が避難されることも想定し、学校体育館の空調設備を整備する。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉部】（再掲）

- 避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。
- 避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア等の啓発に努める。

（福祉避難所の円滑な運営）【福祉部】

- 円滑な避難所運営体制の構築のため、運営マニュアルの作成及び見直し、民間施設との協定の見直し、開設訓練等の取組みを促進する。

（熊本県災害派遣福祉チームとの連携強化）【福祉部】（再掲）

- 大規模災害時、避難所等において高齢者や障がい者等の要配慮者に対し十分なケアを行うため、介護福祉士等の専門職員等で構成する「熊本県災害派遣福祉チーム」等の迅速かつ適正な支援が受けられるよう、災害時の体制を整備し、平時から研修や実践訓練等を行う。

（指定避難所以外の避難者の把握体制）【総務部】（再掲）

- 災害対策基本法第86条の7の規定に基づき避難所以外の場所に滞在する被災者（車中泊避難者、在宅避難者等）を把握するため、ICT（情報通信技術）を活用し情報収集に努める。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉部】（再掲）

- 大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育を行うとともに、被災地において予防に必要な運動などの啓発を行う。

（災害時の活動拠点等の整備）【総務部・農林部】

- 大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として円滑に活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた国との連携体制を構築する。

（2-6）多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生

（孤立集落に対する県と連携した取組み）【総務部・消防本部】

○円滑な傷病者の救急搬送等を可能とするため、熊本県防災消防航空隊と定期的に合同訓練を実施し、連携強化を図る。

（防災消防及び警察ヘリコプターの活用）【総務部・消防本部】

○ヘリコプターによる迅速かつ効率的な救助活動を展開するため、熊本県防災消防航空隊と定期的に合同訓練を実施し、連携強化を図る。

（孤立集落の発生防止に向けた道路整備）【建設部】

○大規模災害時、孤立集落の発生を防止するため、集落間を結ぶ道路（農道・林道等含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、孤立集落発生時には、道路、農道、林道等を活用し、早期に孤立集落の解消を図る。

（自主防災組織等の活動の強化）【総務部】（再掲）

○各自主防災組織が地元消防団等と連携した対応ができるように、平時から「山鹿市認定防災士」を活用し組織強化を図る。また、地元住民の安否確認や避難誘導に加え、災害時に避難所を設置できるよう訓練等を実施し共助の強化を図る。

（山地・土砂災害や浸水等への対策推進）【農林部・建設部】

○大規模な山地・土砂災害による孤立集落の発生を防止するため、県が実施する治山施設や砂防施設の計画的な整備が円滑に進むよう連携して取り組む。

○山地・土砂災害や浸水等による孤立集落の発生を防止するため、道路（農道・林道等を含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

○浸水による孤立集落の発生を防止するため、老朽化が進む排水機場や農業用排水施設の計画的な更新を実施するとともに、適切な保全管理に取り組む。

（2-7）大規模な自然災害と感染症との同時発生

（感染症の発生・まん延防止）【福祉部・市民部】

○浸水被害等による感染症の発生予防・まん延防止のため、平時から予防接種を促進するとともに、災害時に消毒・害虫駆除等が適切に、かつ、速やかに実施されるよう、防疫対策に取り組む。

（避難所等の保健衛生・健康対策）【福祉部】（再掲）

○避難所において、食中毒や感染症等の発生を防ぐため、「災害時における感染症・食中毒ガイドライン」の周知を図るとともに、専門職員の養成に取り組む。

○避難者の健康悪化を防ぐため、関係機関と連携の上、避難所等における高齢者の生活不活発病対策及び誤嚥性肺炎予防のための口腔ケア等の啓発に努める。

（エコノミークラス症候群の予防）【福祉部】（再掲）

○大規模災害時、エコノミークラス症候群の発生を防ぐため、平時からその発症リスクと予防法等についての防災教育を行うとともに、被災地において予防に必要な運動などの啓発を行う。

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【水道局】（再掲）

○応急給水に必要な資機材の整備を行う。

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び他自治体、水道事業者等と締結している「災害時相互応援協定」等に基づいた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（下水道BCPの充実）【建設部】

○大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部

からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（家畜伝染病対策の充実・強化）【農林部】

○大規模自然災害時においても、家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、家畜保健衛生所や農業団体等が一体となって、家畜伝染病侵入リスクを最小化する防疫体制の強化を図る。

3 必要不可欠な行政機能を確保する

（3-1）行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

（防災拠点施設等の耐災性の強化）【総務部・各施設管理部】

○防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、公園施設の老朽化対策や広域避難における安全性確保に資する公園緑地の再整備を着実に進める。

○防災拠点施設の被災による応急対策や救助活動等の停滞を防止するため、庁舎等の防災拠点施設などの防災上必要な建築物について、吊り天井等の非構造部材も含めた耐震化や施設・設備の浸水被害防止対策を重点的に推進するとともに、建築設備の安全対策を着実に進める。

○大規模災害時に、応急対策や救助活動等の活動拠点として使用できるよう、施設ごとに代替施設を事前に確保する。代替施設については、災害危険度等の状況の変化等に応じて随時見直しを行う。

○災害時における消防・救助・救急活動を停滞させることなく、迅速かつ継続的な対応を確保するため、施設の非常電源設備等を含めたハード面の計画的な整備と更新を進め、防災拠点施設としての機能強化に取り組む。さらに、山鹿市消防本部屋外訓練場にあつては、緊急ヘリコプターの離発着場としての機能を確保し、長時間にわたり安定した災害対応を可能とするための機能強化を図る。

（業務継続可能な体制の整備）【総務部】

○災害等による庁内ネットワークの停止やデータの消失等を防ぐため、通信回線の二重化、ネットワーク機器の予備装置の確保、基幹系システムの県外データセンターでの運用及びバックアップ体制の構築、パソコン等の情報端末の代替機器の確保などの対策を図る。

（学校における業務のスリム化とBCPの充実）【教育部】

○大規模災害時、学校において、学校運営に加え、並行して実施せざるを得ない避難所運営への協力、市町村の防災担当部局等や地域の自治組織との連絡調整などの災害対応業務を円滑に進めるため、学校における業務をスリム化するとともに、災害時に優先する行事や教職員の業務をあらかじめ決めておく等、業務継続計画（BCP）の充実を図る。

（発災直後の職員参集及び対応体制の整備）【総務部】

○職員の参集体制及び災害対応体制を整備するため、職員等の安否確認の手段を整え、訓練により実効性を高める。また、所属外職員も初動時に必要な対応ができるよう、各種の災害対応業務マニュアルを整備する。

（自治体間の応援・受援体制の構築）【総務部】

○本市における応援・受援体制を整備するため、国のガイドライン等を踏まえ、市町村相互の応援協定の締結や、受援計画の内容の充実を働きかけるとともに、相互の役割を確認することを目的とした訓練等を実施するなど、日頃から関係機関と連携を図り、大規模災害時の体制の強化を促進する。

（防災訓練の実施）【総務部】（再掲）

○大規模災害時の初動対応力を強化するため、様々な災害を想定した防災訓練の実施により、災害対応業務の醸成や防災関係機関の連携強化を図る。また、地域の自主防災組織にも様々な災害を想定した訓練が行えるよう組織の強化を図る。

（職員の安全確保に関する意識啓発）【総務部】

○災害発生時に職員自身が自らの安全を確保する意識や能力を身につけるため、職員参集訓練の実施等により、対応能力の向上を図る。

4 経済活動を機能不全に陥らせない

（4-1）サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による国際競争力の低下

（浸水被害の防止、内水氾濫対策の推進）【建設部・農林部】

○大規模水害時の甚大な浸水被害を防止するため、河川の整備等のハード対策を重点的に実施する。
○下水道施設の耐水化計画に基づき、下水処理場及び雨水ポンプ場の浸水対策を実施する。また、公共下水道区域の排水対策について、雨水ポンプ場の更新及び機能強化等を行う。
○農地等の浸水被害を軽減するため、浸水リスクに対応した農業用排水機場の整備を進めるとともに、BCPの検証・見直しに取り組む。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】（再掲）

○物資輸送ルート確保のため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（道路情報の迅速かつ正確な提供）【建設部】

○災害時には道路の通行規制情報を速やかに収集し、状況に応じた情報提供を行う。

（4-2）食料等の安定供給の停滞に伴う、市民生活・社会経済活動への甚大な影響

（国のプッシュ型支援等を踏まえた物資供給体制の整備）【総務部】

○災害対策基本法第86条の16に基づく国によるプッシュ型支援、同法第86条の15に基づく県による物資供給、さらには、本市と協定を締結している事業者による民間物資供給を組み合わせ、多層的かつ強靱な物資供給体制を整備する。
○国・県からのプッシュ型支援物資を迅速に受け入れるため、広域物資拠点として山鹿市総合体育館（第2アリーナ）を位置づけているが、同時に避難所としても指定しているため、代替施設を検討する。

（家庭や事業所における備蓄の促進）【総務部】（再掲）

○大規模災害時、物資の供給が再開されるまでの間に、食物アレルギー対応食品等を含め、必要な食料・飲料水等を確保するため、市民及び事業者に対し、備蓄の必要性に係る啓発を行い、最低3日分（推奨1週間）の備蓄を促進する。

（物資輸送ルートの確保に向けた道路整備）【建設部】（再掲）

○物資輸送ルート確保のため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（災害時の活動拠点等の整備）【総務部・農林部】（再掲）

○大規模災害時における避難所や災害応急対策活動及び物資輸送の拠点基地として円滑に活用できるよう、道の駅の防災機能強化に向けた国との連携体制を構築する。

（4-3）異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【水道局】（再掲）

○応急給水に必要な資機材の整備を行う。

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び他自治体、水道事業者等と締結している「災害時相互応援協定」等に基づいた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（４－４）農地・森林や生態系等の被害に伴う市土の荒廃・多面的機能の低下

（農業生産基盤の整備及び保全管理）【農林部】

○農地等の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、農業生産基盤を計画的に整備し、農業生産活動を維持するとともに、日本型直接支払制度を活用した取組みを支援し、農業生産基盤の保全管理を図ることにより、農業・農村が有する洪水防止等の多面的機能を適切に維持・発揮させる。

（鳥獣被害対策の推進）【農林部】

○鳥獣被害の増大により農地・森林等の荒廃化が進み、さらなる大規模災害を誘発するおそれがあるため、農地を守る「防護」と有害鳥獣の「捕獲」を徹底して行うとともに、地域住民を巻き込んだ「環境整備」を行い、「有害鳥獣に強い地域づくり」を進める。

（適切な森林整備の推進）【農林部】

○台風や集中豪雨等による山地崩壊等の防止や洪水調節など森林が持つ多面的機能を確保するため、補助事業を活用した伐採跡地の再造林や間伐等の適切な森林整備について、森林組合と連携推進する。

（治山・砂防施設等の計画的な整備の推進）【農林部・建設部】

○森林の荒廃による大規模災害の被害拡大を防止するため、県が実施する治山施設や砂防施設の計画的な整備が円滑に進むよう連携して取り組む。

（中山間地域の振興）【農林部】

○中山間地域は、洪水や土砂崩れを防ぎ、美しい風景をもたらしているため、今後も、地域住民等が主体となって地域コミュニティの維持や都市部との連携の取組みを支援する。

（４－５）農地や農業用施設等の大規模な被災による農林水産業の競争力の低下

（農地・農業用施設等の保全）【農林部】

○地震や豪雨等に伴う農地や農業用施設等の被害防止又は軽減を図るため、排水機場やため池、用排水路等、農地・農業用施設等の計画的な整備、及び老朽化した施設の更新・機能強化を推進する。

（災害時の集出荷体制等の構築）【農林部】

○大規模災害時でも、農産物や木材、特用林産物の出荷が停止しないように、鹿本農業協同組合や鹿本森林組合等と連携を強化していく。さらに、出荷等を確保するため、近隣市町村と連携し選果機能等を代替・利用する体制の構築に向けた取組みを支援するとともに、出荷を行う農道・林道の計画的な整備及び適切な維持管理を行う。

○災害時にも卸売市場が継続的に生鮮食料品等を供給できるよう、市場関係者による防災・減災に対応した施設整備の取組みを支援する。

（農業施設等の耐候性等の強化）【農林部】

○大規模災害時の地域特産物等の競争力低下を防止するため、関係機関等との協力体制を構築する。また、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化ハウス等の導入などを推進する。

（農業保険・共済加入の促進）【農林部】

○大規模自然災害が発生しても、農業経営の安定を図るため、農業保険等への加入促進を図る。

（４－６）火山噴火（降灰等）による地域社会への甚大な影響

（農業施設等の耐候性等の強化）【農林部】（再掲）

○大規模災害時の地域特産物等の競争力低下を防止するため、関係機関等との協力体制の構築を推進する。また、既存ハウスの補強や気象災害に強い耐候性強化ハウス等の導入などの防災営農施設整備計画を推進する。

5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる

（５－１）テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態

（防災拠点施設等の非常用電源の整備の推進）【総務部・各施設管理部】

○大規模災害時、防災拠点となる施設等の非常用電源の整備の推進、非常用電源からの電力供給箇所の確認とともに、災害時における電力や燃料の供給に関する関係機関との協定締結等を推進する。

（郵便事業の継続に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の郵便事業の停止を防止するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（防災情報等の迅速かつ確かな周知・伝達）【総務部】（再掲）

○災害時において避難指示等の防災情報を市民に迅速かつ確実に伝達するため、防災行政無線、やまがメイトなど多様な伝達手段を確保し、情報伝達の多重化・多様化を行う。特に、高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しても、確実に情報が届く体制を構築する。

○全戸に配布しているハザードマップを活用した出前講座や自主防災組織の訓練を利用し災害リスクと避難行動の周知を図り、避難情報の５段階の警戒レベルの意味や「自らの命は自らが守る」という意識の醸成を図っていく。

○くまもとマイタイムライン（一人ひとりの避難行動計画）の作成について、各種媒体を活用し支援を行う。

（避難指示等の適切な発令）【総務部】（再掲）

○市民の生命・財産を最大限保護するため、避難指示等を適切なタイミングで発令し、早期避難を促進する体制を構築する。これまでの豪雨災害の教訓を踏まえ、「遅れない」「空振りを恐れすぎない」避難情報の運用を基本とし、夜間・早朝の避難を避けるため、明るいうちの早期避難を促す情報発信を行う。

○市民が適切に避難できるよう「くまもとマイタイムライン」等を活用するよう防災講座等を開催し周知・啓発を行う。

（事前予測が可能な災害への対応）【総務部】（再掲）

○台風や豪雨など事前予測が可能な災害に対しては、職員対応マニュアルに基づく計画的な防災行動により、被害を最小限に抑える。

○災害発生の可能性が高まった段階で、自主避難所の開設、資機材の点検・配備、職員の配置等を計画的に実施するなど事前準備の徹底を行う。

○気象予報に基づき、レベル３警報（高齢者等避難）、レベル４危険警報（危険な場所から全員避難する）、レベル５特別警報（今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動）を段階的に発令し、市民が余裕を

もって避難できる時間を確保する。また、土砂災害警戒区域、浸水想定区域など災害リスクの高い地域を優先して避難情報を発令することや、避難が困難となる前に、明るいうちの避難完了を目指す。

（情報伝達体制の整備と地域の共助）【総務部】

○大規模災害時に、適切な災害対応が行われるよう、市と自主防災組織との連携、自主防災組織等の活動の強化、地域防災リーダーの育成などの充実を図る。

（５－２）電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）の長期間・大規模にわたる機能の停止

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な電力供給に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力を供給するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（防災拠点等への電力の早期復旧に向けた連携強化）【総務部・各施設管理部】

○大規模災害に備え、電力事業者において電力設備の耐災性を確保するとともに、災害時に電力供給が途絶した場合も、防災拠点、避難所や医療機関等の機能維持に必要な電力を早急に確保するため、平時から電力事業者と大規模災害を想定した災害発生時の連絡体制、応急復旧対策等について連携の強化を図る。

（防災拠点等への再生可能エネルギー設備等の導入）【総務部・各施設管理部】

○大規模災害により電力事業者が被災し、電力供給が途絶した場合も防災拠点や避難所の機能を維持するため、従来の非常用発電機に加え、再生可能エネルギーと蓄電池、燃料電池等を合わせた自立・分散型エネルギーの導入を図る。

（長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築）【総務部・各施設管理部】

○大規模災害時、電力供給ネットワークの機能停止を防ぐため、災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。

（５－３）都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止

（社会経済活動・サプライチェーンの維持に必要な都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給に向けた道路整備）【建設部】

○災害時の都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給を確保するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

（長期機能停止を防ぐ燃料供給体制の構築）【総務部・各施設管理課】（再掲）

○大規模災害時、電力供給ネットワークの機能停止を防ぐため、災害対応における重要施設の共有や訓練等を通じた燃料供給体制の構築を図る。

（５－４）上下水道施設の長期間にわたる機能停止

（水道施設の耐震化等）【水道局】（再掲）

○水道施設の被災により飲料水の供給が長期間停止することを防ぐため、被災すると広範囲に影響を及ぼす施設や、避難所等の重要施設に接続する水道管路の耐震化を重点的に進める。

（応急給水、水道の応急復旧体制の整備）【水道局】（再掲）

○応急給水に必要な資機材の整備を行う。

○大規模災害時に、被災した水道施設の迅速な把握及び自治体、水道事業者等と締結している「災害時相互応援協定」等に基づいた応援給水、応急復旧支援体制を確保するため、平時から担当部局の連絡体制の確認、災害時に応援可能な資機材の情報共有に取り組む。

（上水道BCPの策定）【水道局】

○大規模災害時の上水道施設の被災による供給の長期停止を防止するため、通常時から市業務継続計画（BCP）における非常時優先業務の確認を行う。

（下水道施設等の耐震等）【建設部】

○大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、下水道施設の耐震化・耐水化を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき、計画的な点検・維持修繕・改築を推進する。
○老朽化した大口径の管路や緊急輸送道路等に埋設された管路など、大規模災害時に多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路（重要下水道管路）の改築更新を推進する。

（浄化槽の整備等）【建設部】

○大規模災害時の汚水処理機能の長期停止を防止するため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するとともに、災害時の浄化槽の破損状況、使用可否、使用状況等について委託業者と連携し把握を行い、その結果を基に浄化槽の早期復旧を行う体制をとる。

（下水道BCPの充実）【建設部】（再掲）

○大規模災害時の下水道施設の被災による衛生悪化に伴う疫病・感染症等の発生を防止するため、外部からの支援を受けて下水道施設の被災状況を迅速に確認する調査体制を整えるとともに、下水道事業継続計画（BCP）の充実を図り、下水を速やかに排除・処理する体制を整える。

（５－５）幹線道路が分断するなど、基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響

（交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設部】

○本市と周辺市町を結ぶ国・県道の整備を推進するため、国や県に対し要望活動を行うとともに、用地確保など整備に必要な事項について積極的に支援を行う。

（地域交通ネットワークの確保に向けた道路整備）【建設部、農林部】

○大規模災害時の地域交通ネットワークを確保するため、集落間を結ぶ道路（農道、林道等を含む）の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。また、早期啓開を図るため、建設関係団体等と連携し、啓開体制を構築する。

（沿道建築物の耐震化、通行空間の確保）【建設部】

○大規模災害時の沿道建築物や電柱の倒壊による死傷者の発生、避難や救助活動等の停滞を防止するため、特に緊急輸送道路沿いの建築物について、県と連携して耐震診断、耐震改修等を進める。また、道路整備や無電柱化の推進により通行空間を確保する。

（被災建築物等の迅速な把握）【建設部】

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊や宅地の崩壊等による二次被害を防止するため、被災建築物等の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう体制の整備を促進する。

（交通安全施設の耐震化等）【建設部】

○災害時の信号機停止による重大交通事故の発生を防ぐため、交通安全施設設置者とともに耐震性の高い交通安全施設への更新、停電を想定した設備の整備等を推進する。

6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

(6-1) 自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態

(被害の全容把握に向けた先端技術の活用強化)【総務部】

○発災後速やかに被害の全容を把握できるよう、ドローンやアクションカメラ、可搬型映像伝送装置を活用した被害情報収集を実施する。また、ドローン等で画像などの解析ができる人材を育成し、災害対応力を強化する。

(6-2) 災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態

(復旧・復興を担う人材の確保)【建設部】

○災害時における復旧・復興を担う建設産業の人材確保のため、建設業界と連携して復旧・復興を担う人材の育成を推進する。

(学校における人材の育成)【教育部】

○大規模災害時、円滑な災害対応ができるよう、避難所運営の協力や応急教育などの専門的知識を有する人材を育成する。

(災害ボランティアとの連携)【総務部・福祉部】

○大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、平時から災害ボランティア団体との顔が見える関係を築き、対応力を強化する。

○大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(被災建築物等の迅速な把握)【建設部】(再掲)

○大規模災害時に損傷を受けた建築物の倒壊や宅地の崩壊等による二次被害を防止するため、被災建築物等の迅速な応急危険度判定等が実施できるよう体制の整備を促進する。

(被災文化財の被害調査・復旧を行う体制の整備)【教育部】

○大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行うため、文化財の保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材が所属する団体との連携強化を図る。

(埋蔵文化財発掘調査を行う体制の整備)【教育部】

○大規模災害後、復興に向けた住宅等の建替えが円滑に進むよう、埋蔵文化財発掘調査等に必要な専門的知識や技術を持つ人材を確保・育成する。

(6-3) 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(災害廃棄物処理体制等の構築)【市民部】

○大規模災害時における災害廃棄物の処理を円滑に行うため、災害廃棄物処理計画の改訂・見直しを行う。

○災害廃棄物の処理が、迅速かつ適正に行えるよう、選定した仮置場候補地の再検討を行う。

○甚大な被害により市単独での災害廃棄物処理が困難となった場合は、県や周辺自治体に協力を要請するなど、広域的な災害廃棄物処理を進める。

○大規模災害時の災害廃棄物処理を円滑に行うため、関係団体等と締結した協定を基に、平時から相互

協力のための連携強化を図る。

(6-4) 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態

(被災者の住まいの確保と再建)【建設部】

○公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(災害ボランティアとの連携)【総務部・福祉部】(再掲)

○大規模災害時、被災者支援を行う災害ボランティアの受入と連携を円滑に行うため、平時から災害ボランティア団体との顔が見える関係を築き、対応力を強化する。

○大規模災害時、ボランティア関係者が連携して被災者支援等に取り組めるよう、連携ガイドラインを活用し、ボランティア関係者の受入を前提とした連携体制の構築を促進する。

(相談体制の整備)【総務部】

○大規模災害時に市民からの各種相談に対応できるよう、SNS 等の多様な手段による情報提供を行う体制を整備する。

(6-5) 道路や鉄道等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(迅速な復旧・復興に向けた道路整備)【建設部】

○災害時の復旧・復興の停滞を防止するため、道路の計画的な整備を進めるとともに、橋梁等の耐震化、計画的な点検・維持管理・更新を徹底する。

(6-6) 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

(被災者の住まいの確保と再建)【都市整備課】(再掲)

○公営住宅において、入居者の安全を確保するとともに、災害時に住戸を提供できるよう、老朽化した住宅団地の更新や長寿命化のための改修を促進する。

(6-7) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

(文化財の防火・耐震対策)【教育部】

○大規模災害時に、国指定等文化財等が受ける被害を可能な限り減じるために、防火・耐震対策を進める。

(地域と学校の連携)【教育部】

○大規模災害時、避難所となる学校の混乱を回避するため、コミュニティ・スクールを推進し、学校において、地域と連携した防災システムの構築や避難訓練の実施を図るとともに、児童生徒の地域における防災活動への参加を促し、学校と地域の連携協働体制を強化する。

(消防団における人員、資機材の整備促進)【消防本部】(再掲)

○地域の防災力の維持及び強化を図るため、消防団の組織再編による出動体制強化や団員及び機能別消防団員の確保・拡大も含め、国、県及び消防協会等と連携した支援対策に取り組む。

○消防団の災害対応向上のため、国及び県の補助事業や国の無償貸与制度及びその他各種団体等の寄贈

事業等を活用した消防施設及び資機材の整備を促進する。

(注) 計画の改定について

本計画には、設定した6つの「事前に備えるべき目標」と、30の「起きてはならない最悪の事態」(リスクシナリオ)に対応する施策の推進方針について掲載しているが、今後、必要に応じてリスクシナリオの追加や見直し、これに対応する施策の推進方針を随時修正・追加することとなる。

やま が し こく ど きょう じん か ち いき けい かく
山 鹿 市 国 土 強 靱 化 地 域 計 画



くま もと けん やま が し
熊 本 県 山 鹿 市

令和8年3月改定

令和4年4月一部補訂

令和2年3月策定